

種まき 通信No.58

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2017年4月27日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会3月定例会小林じゅん子の一般質問◆

- Q1. 必要な人に届く福祉サービス
- Q2. 年3回支給の児童扶養手当を毎月の分割支給へ

Q1【小林質問】 地方自治体の基本的な役割は住民福祉の増進にあり、さまざまな福祉サービスを提供している。しかし、必要とする人に必要なサービスが届かなければ、せっかくの福祉制度もないのと同じこと。福祉サービスに関する情報提供のあり方も含め、利用しやすい仕組みに整えていくことが重要。まずは「困ったときは市役所へ」生活の困りごとなど、市へ相談すればいいと、身近に感じてもらう必要があるのではないか。

【市長】 そのように市民に感じてもらうには、職員があらゆる相談に対して親切・丁寧に応え、信頼関係を築いていくことが必要。福祉サービスや各種制度について、市民に十分理解されているとはいえないので、業務内容をわかりやすく伝えることを考えたい。

【小林質問】 市の福祉サービス等に関する情報提供について、その課題は。

【福祉部長】 「どこに相談してよいかわからない」ということについては、広報誌やホームページ等を通じ、相談窓口や制度の利用方法などの周知に引き続き努めていく。発信した情報が必要な人に

「安曇野市には、今すでに24時間体制の電話相談サービスがあるので、市長は御存じか？」と尋ねたところ、「私ちょっと承知をしておりますので、担当の方から説明させます」となった。下記のDVホットラインや児童虐待、高齢者虐待に関する通報・相談は今でも24時間体制です。

夜中に本庁舎に電話があると、警備員から案件により各課長に伝達されるという現在のシステムを、24時間体制の一次的な総合相談窓口へ拡充できないか等々、検討をお願いしたい。

安曇野市配偶者暴力相談支援センター

DV(ドメスティック・バイオレンス)＝配偶者間暴力に関する通告・通報及び相談を受け付けています。土日・祝日・夜間においても、DVの通告・相談にご利用ください。

DVホットライン
0263-71-2227
～ひとりで抱えず まずはご相談ください～

DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者間暴力)とは

一般的に、DVとは配偶者や恋人などの親密な関係の中で起きる暴力をいいます。相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどは全く性質が異なります。

届いているかを常に配慮しながら、市民に親しまれる窓口を目指す。

【小林質問】 市には、現在まだ部分的な運用だが24時間体制の電話相談受付がいくつかある。これを整理発展させ、どんな相談にもつなげていく一次的な電話相談サービスを24時間体制で行えないか。

【市長】 市民に、より親切に情報が伝わり、相談に応じられる体制の確立に向けて再検討していく。

*この一般質問について職員と打ち合わせをした際に、気になることがあった。それは、「福祉サービスなら、うちの課は関係ないです」という言葉が聞かれたこと。福祉サービスというときに福祉部の仕事だけを想定する、そうした縦割り意識が強いと、制度の谷間で支援の手が届かない人が出てしまうのではないかと。まずは、そこを何とかしないと。

消防団運営に十分な予算の裏付けを ～寄付や協力金に頼る運営ではいけない～

【小林質問】 市から消防団運営費補助金として1,410万円計上されている。その一方で、地域住民から3,000万円にも上る協力金、寄附金が消防団へ寄せられている。寄付を集めていないところもあり、市民負担の公平性に疑問が生じている。市民の善意に頼るかたちではなく、市の消防団運営補助金によって公平公正にきちんと消防団運営が成り立つような形で、予算をつける必要があるのではないか。

【総務部長】 寄付金等は、消防団の活動に対する地域住民からの感謝の気持や期待のあらわれであると考えますが、慣習、慣例化してきているのではないかと思います。協力金、寄付金のあり方については、市がこうですと決めるのではなく、消防団の分団長会議あるいは分団長、正副団長、関係機関等と、調整しながら研究を進めていく必要があるという認識を持っている。

【小林再質問】 消防団は、消防事務を処理するために設けられた機関であり、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるとされ、消防団に要する費用は当該市町村が負担しなければならないとされている。

非常勤の消防団員は特別職の公務員であ

小林じゅん子の 議員活動報告会

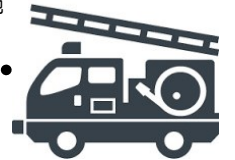
6月3日(土) 14:30～16:00
場所：碌山公園研成ホール 研修室

新年度の予算や財政、新総合体育館建設などの課題について報告～市民のみなさんとの意見交換の時間もあります。

♪ 小林じゅん子後援会 総会 ♪
活動報告会の前に、同会場にて開催
6月3日(土) 13:30～14:20

Q2【小林質問】 児童扶養手当は年3回の支給のため、家計のやりくりが困難。毎月支給にできないか。

【福祉部長】 自治体から国に対して、支給回数を毎月・隔月などに増やすよう法改正を要請する動きもある。受給者の生活実態や要望を把握するため、現況届の提出の際にアンケートなどを実施し、現状を把握しておきたい。県内の他市の動向に合わせて実施していきたい。



る。これにより安曇野市消防団の設置に関する条例が定められ、報酬、費用弁償、公務災害、退職報償金等も整備されている。

以上で明らかなおと、消防団は名実ともに安曇野市の行政組織の一部である。行政機関としての規律に従って運営されなければならない。であれば、地域からの寄附金は市の一般会計に入れて、そこから消防団の経費として支出するという形をとれば、慣例としてまだまだ許される余地はあるが、そういう扱いはしていない。

現状では、地域によって寄附金や協力金には、その金額に大きな差があり、負担に感じている市民もいるのではないかと。そんななか、市からの運営補助金は規則に従って、研修、訓練、福利厚生に関する経費に対して10割交付されている。その一方で、地域の消防団の中には、運営費に多額の繰越金が生じている分団もあり問題がある。きちんと法令に従って予算付けしていく考えはないか。

【総務部長】 寄付金等は、地域住民からの感謝の気持のあらわれであり、慣習として長らく続いてきたものなので、すぐには変えられない。近隣の市町村の状況もしっかり見て、慎重に関係団体と協議・研究をして、調整していく必要がある。

種まき通信No.58

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

2,760万円

穂高老人保健センター廃止 施設を解体する予算に反対

廃止自体は、公共施設の統廃合のなかで決まったことで、やむを得ないという気持ちの一方で、新しくなげの湯に福祉の温泉としての機能が移転されたとは言いがたい状況です。連日の盛況を喜べど、高齢者や障がい者は、気兼ねなく、ゆっくりと温泉利用できなくなったと嘆く市民が多いのです。今年の9月いっぱい営業で、その後すぐに解体工事へと、そんなに急く必要があるのでしょうか。ここはしっかりと福祉温泉としての機能をどうするのか検証し、その後の対応を考える時間が必要です。

そもそも中房溪谷の温泉を引湯して里で利用したいという熱意により、穂高町でこの引湯事業が始まったとき、旧しゃくなげ荘とこの老人保健センターが最初の施設として始まり、長くこれまで愛されてきました。泉質もよく古い施設ではあっても、温泉銭湯のように週に2度、3度と気軽に利用でき、大変喜ばれてきた施設です。

検証ということでは、老人福祉の観点だけでなく健康増進という観点からこの温泉の活用が健康増進、健康維持にどれだけ役立ってきたか、というようなことまでみるべきです。安曇野市ではそういった調査はされていませんが、温泉活用が進んでいる自治体では医療費が減少しているというデータが出ています（国民健康保険中央会の全国調査など）。そんなことから、福祉の湯としての活用を検討する余地があると思います。

市が福祉の湯として継続維持し続けるのが困難というならば、民間事業者への無償譲渡や、地域住民が自ら管理運営するとか、穂高温泉供給株式会社の力を借りるとか、この施設の存続を検討することも可能ではないかと考え、解体工事費2,760万円を削除する修正予算を提出しましたが、賛成少数で否決となりました。

*穂高老人保健センターを温泉銭湯のようなかたちで、なんとか存続できないものか、いい知恵はないでしょうか。

福祉の
温泉
必要です

◆新体育館建設関連予算を減額する修正案◆

予算とはなにか？「予算は税金」、「予算は政策」、「予算は行政の設計図」。自治体は集めた税金を住民の幸せのためにどう使うか、市長一人、議員一人が考えてみたところで限界があります。これからの時代、有権者・納税者である市民も一緒になって、財源の使い方を自主的に決めていく仕組みを作ることはできないか、模索しています。以下、平成29年度安曇野市一般会計予算の修正案（教育費）に対する小林じゅん子の賛成討論の要旨です。

今回の予算修正は、新体育館建設そのものを否定するものではない。

一般市民が求めている体育館の施設規模は？、財政的に不安のない整備費用は？、という二つの観点から再検討が必要と考え、提案した予算修正案である。

とりわけ重要なことは財政面からの再検討である。今、進めている計画では、完成後の維持管理費年間6,300万円と毎年の返済費用5,450万円の合計1億1,750万円を、市は20年間に亘って負担することになる。本当に不安はないのか。

市長は、「合併特例債事業とすることで将来負担の抑制が図られる」と、繰り返し説明してきた。「合併特例債や補助金に頼らない方がいいと言っても、安曇野市が使わなければほかに取られてしまうだけだ」という議員もいる。

財政部長も、借入金や公債費（借金を返すための費用）の数値は確かに増加しているが、国からの交付税による財源補填を受けることにより、市税負担は少なく抑えられていると解説する。「合併特例債のように元利償還金の70%が交付税算入されるものや、臨時財政対策債のように100%交付税算入される借金もある。市の借金が全部で871億円もあるといっても驚くにはあたらない」と力説する議員もいる。

しかし、そんな発想や考え方でいいのだろうか。なぜ合併特例債の制度があるのか、なぜ臨時財政対策債は100%交付税算入されるのかということを考えれば、けっして歓迎される借金ではない。

地方自治体の財政では、借金は収入だという意識が強いように思うが、借金にも資産形成のためのローンと、借金のための借金であるキャッシングがある。臨時財政対策債は言わば生活費が足りなくてキャッシングを繰り返しているようなもの。そんな苦しい家計であっても家を建てたいと思えば、できるだけ有利なローンを組もうとするが、それは所詮無理なこと。

私たちは、すでにゼロ成長の時代を迎えている。高度成長やバブル経済を経て税収や給料が増えることに慣れ、それを前提に考えていては将来を誤る。

市長は、この3月定例会の中でいみじくもこう発言した。「あれもこれも全て行政ができるという時代ではない。市民の要望をすべて叶えることはできない」と。新体育館も例外ではない。計画の縮小・見直しが必要と考え、修正案に賛成する。

※採決の結果、残念ながら賛成7人、反対17人で修正案は否決されました。

安曇野市の職員数 ただ減らせばいいのか？

類似自治体の人口1万人当たりの職員数

全国平均78.5人、安曇野市は69.5人

3月議会の補正予算の審議で「保育士の臨時採用に応募がなく11人分の賃金2,700万円を減額する」という問題があった。このところ、市の保育所では非正規雇用の保育士が70%に至っている。この現状で職員の定員適正化を考えたときに、正規雇用の保育士をせめて50%にもっていきたいとするなら、これまで進めてきた定員適正化計画が本当に「適正」だったのか疑問が残る。



定員適正化計画・第2次計画の中に、こういうくだりがある。「今までの安曇野市の取り組みは、全国平均を上回る減員率を達成している。これは、合併のメリットである職員数の削減が着実に進められた結果である」と。しかし、職員数の削減の状況は、保育士25名、学校事務、図書館司書14名、給食調理員15名というように、女性の削減が非常に多い。従来、女性の職場とされてきた仕事を軽く見ているのではないかと、そうとしか思えない削減の実態がある。「常勤職員は、職員でなくてはできない業務、職員の専門性が生かせる業務、いわゆる公権力の行使や政策形成に特化していく必要がある」ともあり、これではますます女性が活躍している職域での定員減が進むことになる。

大事なものは、人を育てる、人と向き合う、そういった教育や福祉の分野での正規職員の採用を見直し、市民サービスがしっかりできるようにしていくことではないか。そういった観点で職員の定員適正化計画を考えていく必要がある。